

○厚生労働省 告示第一号

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）第百十四条第一項第五号二及び第百十五条第三号ハの規定に基づき、労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第一号）の一部を次のように改正する。  
 平成三十一年二月十八日  
 金融庁長官 遠藤 俊英  
 厚生労働大臣 根本 匠

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p><b>第二条</b> 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〇八 略〕</p> <p>九 金利リスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 金利リスクの算定手法の概要</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〇七 略〕</p> <p>八 金利リスクに関する事項</p> <p>5 前項第八号に掲げる事項は、別紙様式第一号の二により作成するものとする。                      （連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）</p> <p><b>第三条</b> 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>十 金利リスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 金利リスクの算定手法の概要</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p><b>第二条</b> 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔一〇八 同上〕</p> <p>九 〔同上〕</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>ロ 金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>〔一〇七 同上〕</p> <p>八 金利リスクに関して金庫が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額                      「項を加える。」</p> <p>（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）</p> <p><b>第三条</b> 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>十 〔同上〕</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>ロ 連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要</p>

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 「一〇八 略」 九 金利リスクに関する事項	4 「同上」 「一〇八 同上」 九 金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 「項を加える。」
5 前項第九号に掲げる事項は、別紙様式第一号の二により作成するものとする。 （別紙様式第一号の二） 〔別紙〕	〔別紙様式を加える。〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附則  
（適用時期）

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

第二条 この告示による改正後の労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（以下「新告示」という。）第二条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新告示第四条第一項において準用する場合を除く。）の規定並びに新告示別紙様式第一号の二（新告示第四条第一項において準用する新告示第二条第五項において引用する場合を除く。）は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新告示第三条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新告示第四条第二項において準用する場合を除く。）の規定並びに新告示別紙様式第一号の二（新告示第四条第二項において準用する新告示第三条第五項において引用する場合を除く。）は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新告示第四条第一項において準用する新告示第二条第四項及び第五項の規定、新告示第四条第二項において準用する新告示第三条第四項及び第五項の規定並びに新告示第四条第一項において準用する新告示第二条第五項及び新告示第四条第二項において準用する新告示第三条第五項において引用する別紙様式第一号の二は、適用日以後に終了する半期（四月から九月までの半期をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

〔別紙様式第一号の二〕 別紙

（単位：百万円）

I R R B B 1：金利リスク					
項番	イ	ロ		ハ	
		Δ E V E			
1	上方バリエーション	当期末	前期末	当期末	前期末
		Δ N I I		当期末	前期末

2 下方バリエーション			
3 ステイナー化			
4 フラット化			
5 短期金利上昇			
6 短期金利低下			
7 最大値			
8 自己資本の額	ホ	当期末	前期末
		ハ	

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

なお、金融機関がこの様式の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

また、半期の開示においては、この様式中「当期末」とあるのは「当半期末」と、「前期末」とあるのは「前半期末」と読み替えるものとする。

a この様式において「Δ E V E」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいう。

b この様式において「Δ N I I」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいう。

c この様式において「上方バリエーション」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「バリエーション」に関する金利変動幅（ベシス・ポイント）を加える金利ショックをいう。

通貨	バリエーションに関する金利変動幅（ベシス・ポイント）
アゼルバイジャン通貨	400
オーストラリア通貨	300
アラブ通貨	400
カナダ通貨	200
スイス通貨	100
中華人民共和国通貨	250
欧州経済通貨統合参加国通貨	200
英国通貨	250

中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	200
インドネシア通貨	400
インド通貨	400
本邦通貨	100
大韓民国通貨	300
メキシコ通貨	400
ロシア通貨	400
サウジアラビア通貨	200
スウェーデン通貨	200
シンガポール通貨	150
トルコ通貨	400
アメリカ合衆国通貨	200
南アフリカ共和国通貨	400
その他の通貨	100から400のうち、自金融機関が定める値

d この様式において「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、cの表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）」にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

e この様式において「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「スティープ化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left( \bar{R}_{short,c} \cdot e^{-\frac{t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{R}_{long,c} \cdot \left( 1 - e^{-\frac{t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{steepener,c}(t)$  は、スティープ化に関する金利変動幅

c は、通貨（以下この様式において同じ。）

t は、将来の期間を年数で表した値（以下この様式において同じ。）

$\bar{R}_{short,c}$  は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

$\bar{R}_{long,c}$  は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

x は、4（以下この様式において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)	長期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)
アルゼンチン通貨	500	300
オーストラリア通貨	450	200
ブラジル通貨	500	300

カナダ通貨	300	150
スイス通貨	150	100
中華人民共和国通貨	300	150
欧州経済通貨統合参加国通貨	250	100
英国通貨	300	150
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	250	100
インドネシア通貨	500	300
インド通貨	500	300
本邦通貨	100	100
大韓民国通貨	400	200
メキシコ通貨	500	300
ロシア通貨	500	300
サウジアラビア通貨	300	150
スウェーデン通貨	300	150
シンガポール通貨	200	100
トルコ通貨	500	300
アメリカ合衆国通貨	300	150
南アフリカ共和国通貨	500	300
その他の通貨	100から500のうち、自金融機関が定める値	100から300のうち、自金融機関が定める値

f この様式において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{flattener,c}(t) = 0.8 \cdot \left( \bar{R}_{short,c} \cdot e^{-\frac{t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \bar{R}_{long,c} \cdot \left( 1 - e^{-\frac{t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{flattener,c}(t)$  は、フラット化に関する金利変動幅

g この様式において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{short,c}(t) = \bar{R}_{short,c} \cdot e^{-\frac{t}{x}}$$

$\Delta R_{short,c}(t)$  は、短期金利上昇に関する金利変動幅

h この様式において「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

i 項番1「上方パラレルシフト」の項には、上方パラレルシフトに基づく $\Delta E V E$ （イ欄及びロ欄）及び $\Delta N I I$ （ハ欄及びニ欄）を記載すること。

- j 項番2「下方パラレルシフト」の項には、下方パラレルシフトに基づく $\Delta E V E$ （イ欄及びロ欄）及び $\Delta N I I$ （ハ欄及びニ欄）を記載すること。
- k 項番3「スティーブ化」の項には、スティーブ化に基づく $\Delta E V E$ （イ欄及びロ欄）を記載すること。ただし、イ欄に記載することとなる当期末のスティーブ化に基づく $\Delta E V E$ が、当期末の上方パラレルシフトに基づく $\Delta E V E$ 以下又は当期末の下方パラレルシフトに基づく $\Delta E V E$ 以下となる場合には、当該欄に斜線を付すことができ、ロ欄に記載することとなる前期末のスティーブ化に基づく $\Delta E V E$ が、前期末の上方パラレルシフトに基づく $\Delta E V E$ 以下又は前期末の下方パラレルシフトに基づく $\Delta E V E$ 以下となる場合には、当該欄に斜線を付すことができる。
- l 項番4「フラット化」の項には、フラット化に基づく $\Delta E V E$ （イ欄及びロ欄）を記載すること。ただし、当該 $\Delta E V E$ を記載しないこととした場合には、当該欄に斜線を付すこと。
- m 項番5「短期金利上昇」の項には、短期金利上昇に基づく $\Delta E V E$ （イ欄及びロ欄）を記載すること。ただし、当該 $\Delta E V E$ を記載しないこととした場合には、当該欄に斜線を付すこと。
- n 項番6「短期金利低下」の項には、短期金利低下に基づく $\Delta E V E$ （イ欄及びロ欄）を記載すること。ただし、当該 $\Delta E V E$ を記載しないこととした場合には、当該欄に斜線を付すこと。
- o 項番7「最大値」の項イ欄には、当該欄の項番1から項番3までの値のうち最大のものを記載すること。ただし、kにより項番3の項イ欄に斜線を付した場合には、当該欄の項番1又は項番2の値のうちいずれか大きいものを記載すること。
- p 項番7「最大値」の項ロ欄には、当該欄の項番1から項番3までの値のうち最大のものを記載すること。ただし、kにより項番3の項ロ欄に斜線を付した場合には、当該欄の項番1又は項番2の値のうちいずれか大きいものを記載すること。
- q 項番7「最大値」の項ハ欄及びニ欄には、それぞれの欄の項番1又は項番2の値のうちいずれか大きいものを記載すること。
- r この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- s この様式におけるロ欄及びハ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- t この様式におけるハ欄の「当期末」が平成三十二年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- u この様式におけるニ欄の「前期末」が平成三十二年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。